



いばらきダイバーシティ宣言

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化しております。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要であると考えます。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められています。

私たちは、ダイバーシティ社会の実現に向けて次のことに取り組むことをここに宣言します。

多様性を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を目指します。

- ・性別・年齢・国籍・障がい・性的指向や性自認に関わらず、公平な採用・評価を行います。
- ・女性弁護士や職員のキャリア継続を支援し、管理職・リーダーへの登用を積極的に進めます。
- ・子育て・介護と両立できるよう、リモートワークやフレックスタイムなど柔軟な働き方を推進します。
- ・ハラスメント防止研修を定期的実施し、誰もが安心して働ける職場環境を整備します。
- ・地域社会と連携し、法務サービスを通じてすべての人の権利を守り、ダイバーシティの推進に貢献します。

令和7年9月11日

フォートレス国際法律事務所

代表弁護士 鎌田 豊彦